



議案第九十九号

三朝町都市公園条例の一部改正について

次のとおり三朝町都市公園条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十九年九月二十四日

三朝町長 松村喬成

昭和四十九年九月廿八日 原案可決

三朝町議会議長牧田禎

三朝町条例第 号

三朝町都市公園条例の一部を改正する条例

三朝町都市公園条例（昭和四十二年三朝町条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（設置）

第二条、都市公園を次のとおり設置する。

| 種別   | 名称  |        | 区域                                | 面積        |
|------|-----|--------|-----------------------------------|-----------|
|      | 番号  | 公園名    |                                   |           |
| 一般公園 | 五五二 | 三朝高原公園 | 三朝町大字三朝字法師谷、字穴谷、字四方谷及び大字砂原字尾山の各一部 | 約二、六ヘクタール |

附則

この条例は、公布の日から施行する。